

ポスト愛知目標・SDGsにおける各指標の相乗効果・トレードオフの研究—科学・政策対話
と民間参画推進に向けて—

(研究成果概要)

名古屋大学大学院環境学研究科

香坂玲

1. はじめに

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES: The Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) は、異なる学術分野を包摂しながら、科学と政策、さらには民間事業者を含む関係者を巻き込むかたちで、生物多様性と生態系の保全を国際的に推進するプラットフォームとして活動している (香坂 2018)。IPBES は、生物多様性条約の愛知目標や SDGs と密接にかかわり、民間事業者の参画に関しても積極的な取り組みを展開している。

近年、SDGs をはじめとして、ISO14001 の改訂や ESG(Environmental, Social and Governance)投資の拡大などの動きがある。生物多様性の保全に対する事業者の貢献への期待は高まる傾向にある。IPBES でのアセスメントでは、産業界のインパクトを評価する計画等もある。具体的には、2021 年以降に予定されている「事業が生物多様性と“自然が人にもたらすもの”に与える影響及び依存度に関する方法論的評価」等が該当する。

このように、科学・政策の国際プロセスにおいては、民間事業者との連携を進める動きがみられており、愛知目標や SDGs との関係性についても理解を進める必要がある。

2. 研究方法

本研究では、生物多様性条約にもインプットをする IPBES を中心に、独自のアセスメントも予定されている生態系保全への民間参画促進に向けた動き、各指標等について、既存研究や国際プロセスに参画する関係者への調査等を通じて、本研究の最終的な目標である民間の参画に関する障壁の低減策と、ポスト愛知目標におけるベンチマークとしての指標について提言を行う。

3. 結果

生物多様性保全、持続可能性に関わる国際的プロセスでは、2019 年後半から 2020 年にかけて IPBES と関連性が深い生物多様性条約に注目が集まっている。IPBES の総会が 2020 年には開催されないこともあるが、最大の理由として、生物多様性条約の愛知目標が 2020 年に期限を迎え、その改定作業が進められるからだ。単に更なる 10 年の目標の改定に留まらず、2012 年に設立された IPBES と 2015 年に国連で採択された SDGs という生物多様性条約の枠組みの外の二つのプロセスから注目が集まる状況にある。

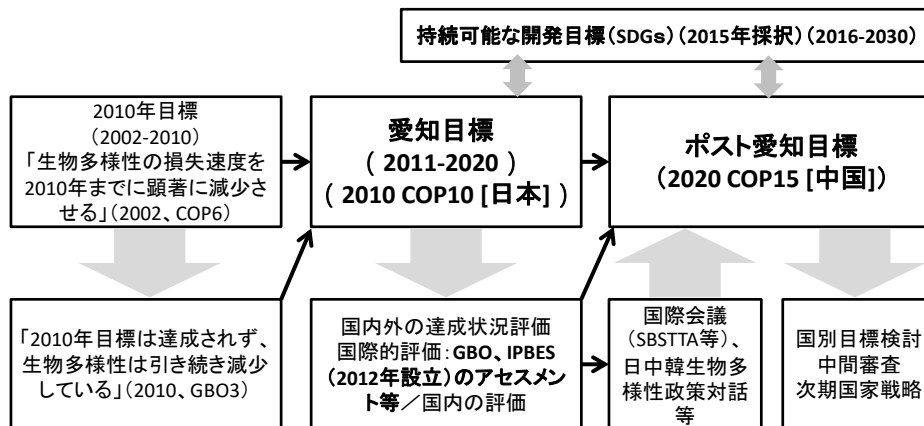


図1 (Kohsaka et al., in press)

以上の背景において、IPBES と民間事業者の具体的な関係性については、先述の通り、産業活動に対する新規のアセスメントが将来的に予定されている。また、金融については、WWF とアクサ、OECD 等が、G7、IPBES7 に合わせて相次いでレポートを公表している。融資の分類学という用語を EU が提唱しており（藤井 2019）、環境保全に対する取り組みの促進が国際的に進められている。環境・社会配慮に関する金融のエクエーター原則も、欧米主要銀行によって採択（2003 年）された後、採択機関を増やしている状況にある。現状では、気候変動対策が主な対象であるが、生物多様性保全についても貢献するかたちに変化していくことが期待されている。このような情勢のもと、今後 IPBES においては、産業界のアセスメント等を通して、産業界を含む多様なセクターとの連携が進められる傾向にある。個別事例としては、ケリング・グループが IPBES との提携を行っていくことが 2019 年 10 月 16 日に発表された。大規模な企業グループが IPBES との提携を開始することは、実質的な産業界との連携強化を進めようとする IPBES の姿勢を象徴する側面もある。

IPBES の理論的な背景として、生態系、生物多様性保全の重層的ガバナンスに関して、スケール、セクターを横断した連携が必要とされている。そのため、研究機関や行政、産業界といった各セクターの横断性の強化と、産業界における異なる産業セクター間での連携も求められている。産業界の各アクターは、個別自治体から、国や地域まで異なるスケールに横断的に関わるため、重層的なガバナンスを推進しようとしている IPBES は、産業界を主要なステークホルダーであり、連携対象であることを理論的な観点からも必要としている。

IPBES はグローバルなプロセスであるが、先述の通り各地における取り組みを促す役割を担っている。民間企業に関するアセスメントが予定され、生態系の持続的管理、共生に資する伝統的知識の重要性の認識が進む状況は、地域根ざした取り組みの再評価につながっていると考えられる。IPBES は、一律の価値基準を基に生態系を評価、保全する方向ではなく、多様な価値体系を認める方向へとシフトさせようとしており、生態系管理に関わ

る伝統的知識が注目されている。そのなかで、地域で培われた生態系マネジメントの方法が以前より注目を集めるようになってきている。そのような地域に根差した活動に貢献することは、企業の取り組みを、生物多様性保全の国際プロセスを踏まえて発信、解釈するうえで今後より一層重要となる可能性がある。

4. 考察

国際的なプロセスに関わる指標と民間事業者の関係性について、具体的な考察を行っている研究例では、CSR等の活動を対象に分析を行っている。具体的には、民間事業者の生物多様性保全活動について、活動が生物多様性にもたらす直接的な影響に加えて、サプライチェーンやステークホルダーを通じた間接的な影響も含めた保全活動に進展している状況にあることが指摘されている（森田ほか 2012）。生物多様性とのつながりや、生態系サービスの利用状況は、産業セクターによって異なる。そのため、それぞれのセクターで指標や取組を進化させていく必要があるといえる。各産業セクターの特性を考慮しながら、本業との相乗的な関係の構築や、ベストプラクティス等の事例を蓄積して、同じ産業セクターや類似する事業者間で情報を共有することが求められる。そのような情報共有は、国際プロセスが媒介となることも考えられ、ポスト愛知目標もそのような役割を担いうるプロセスとして、指標の設定や情報発信・共有のあり方を検討する必要がある。

5. 社会還元

本研究の代表者の香坂は、複数の国際プロセス（生物多様性条約、IPBES、ISO(生物模倣の規格)）等に、政府代表団、専門家、外部評価委員、コンビーナーとして関わっている。ただし、国際プロセスに関与するのみならず、各プロセスの事業者への影響や事業者からの貢献について考察を進め、国際プロセスと実際に事業が行われる現場で活動を行いつつ研究成果の還元を行っている。IPBESや「都市の生物多様性保全」における国際的な議論においても、指標の提案、指標による評価が進められている。特に都市の生物多様性保全の指標についても、現在改訂に向けた動きがシンガポール政府を中心に活発化している。ポスト愛知目標等の枠組みの整理や、複数の異なるプロセス間の相乗関係の構築が必要とされている。複数の国際プロセスへの貢献では、指標に関わる議論の発展に加えて、その応用や研究成果の発信を進めることを計画している。

参考文献

- 香坂玲 (2018) 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES) 環境経済・政策学事典 (pp. 246-247) 丸善出版
- 藤井敏彦 (2019) サステナビリティ・ミックス: CSR、ESG、SDGs、タクソノミー、次に来るもの、日科技連出版社
- 森田悠揮, 松井孝典, 瀧下雄大, 加藤悟, 町村尚 (2012) CSR 報告書を用いた生物多様性条約 COP10 前後の産業セクターにおける生物多様性対応の変化の分析. 土木学会論文集 G (環境), 68(6), 383-393.